

■製造販売後調査契約(副作用・感染症報告以外)締結後の手続きについて■

1. 院外処方される可能性のある薬剤の調査に関しては、高槻市薬剤師会からの要望により、会長様へ調査概要の説明をお願い致します。
(問い合わせ先：大阪府高槻市城東町 5-1 高槻市立総合保健福祉センター 3F 072-674-8934)

2. 契約締結後、下記の書類をご準備ください。

- ・ **調査票・登録票** (Web 登録の場合は、Web 画面見本のご提供)
↑調査開始前に、治験事務室で必要項目の記入と修正を加えますので提出をお願いします。
- ・ **患者様あて『製造販売後調査へのご協力のお願ひ』文書** (書式に指定が無ければ当院書式をご用意いたします。)

※上記書類を契約症例数分の部数 (全例調査は____部指定) ご準備ください。

3. 後日、下記の書類をお渡しさせていただきます。

- ・ **調査票・登録票** (Web 登録の場合は、Web 画面見本)
↑調査開始前に、治験事務室で必要項目の記入と修正を加えたもの。
- ・ **患者様あて『製造販売後調査へのご協力のお願ひ』文書** (書式に指定が無ければ当院書式をご用意いたします。)
- ・ **カルテ番号変換用紙** (当院作成資料)

4. 投与された患者様の情報を入手されたら先生へのご対応をお願い致します。

先生にご記入いただいた**カルテ番号変換用紙**は、先生より**薬剤部レターケース**へ返却いただく様にご案内をお願いします。

※ご質問等は、DI 室内・治験事務室までお問い合わせください。

問い合わせ先：治験事務室 072-696-0571 (内線 324) e-mail : med_4151@takatsuki.jrc.or.jp